

地区・学区交通安全対策協議会助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地区・学区交通安全対策協議会に対し、助成金を交付することにより交通安全対策に関する事業を促進し、もって地区・学区の総合的な交通安全の推進を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 交付対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 交通安全啓発に関する事業
 - ① 交通安全運動期間中の街頭啓発
 - ② 町内会等へのチラシ回覧・広報
- (2) 交通安全教育に関する事業
 - ① 地区内各団体の集会等を利用した交通安全教室
 - ② 高齢者宅への個別訪問による交通安全啓発
- (3) 交通安全指導に関する事業
 - ① 自転車街頭指導
 - ② 通学時の交通安全指導
- (4) 交通安全施設の点検

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、第2条各号に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費 …会議用お茶代（食事代は不可）、会場使用料
- (2) 報償費 …講師謝礼等
- (3) 保険料 …傷害保険料
- (4) 消耗品費 …交通安全啓発用品等
- (5) 印刷製本費…交通安全教室資料、総会資料、回覧物等
- (6) 通信運搬費…切手、電話代
- (7) 燃料費 …運動期間中等の広報使用車の燃料代

(助成金額)

第4条 助成金額は、次に掲げる金額の合算額とする。ただし、事業割は上限を20,000円とする。

(1) 均等割 5,000円(1小学校区当り)

(2) 事業割 助成対象1事業に対し10,000円

深柢・弘西・南方・出石・内山下・大宮・太伯・幸島・朝日地区は、それぞれを1小学校区とみなす。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、助成金交付申請書(様式第1号)に掲げる書類を添えて6月30日までに事務局に申請しなければならない。

(1) 事業計画

(2) 収支予算書

(交付決定及び交付)

第6条 事務局は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについては助成金を決定し交付する。

(帳簿等の整備)

第7条 助成金の交付を受けたものは、当該事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 助成金の交付を受けたものは、事務局から前項の帳簿等の提示の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。